

令和5年2月23日

各自治会長様

小清水町長 久保 弘志

## 小清水町マイナンバーカード普及促進キャンペーン事業について

日頃より、本町行政の円滑な推進に、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

マイナンバーカードの申請については、常時、役場庁舎内において申請書の印刷や申請受付を行っており、現在マイナンバーカード申請率は75%を超え、4人に3人以上の方がカードを保有している状況です。

本人確認書類としての機能に加え、「健康保険証機能」や「運転免許証（令和6年度末予定）」と一体化など、マイナンバーカードの必要性は今後ますます高まっています。

この度、国のマイナポイント対象となるマイナンバーカード申請期限が2月末日をもって終了することから、マイナンバーカードの更なる普及を図るため、下記のとおり町独自事業としてマイナンバーカードを新規申請された町民を対象に商品券を交付いたしますので、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

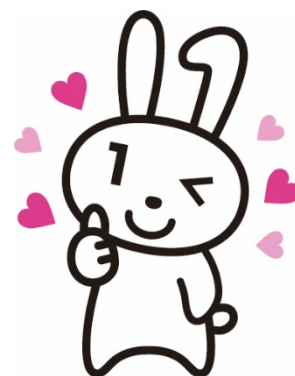
#### 1. 事業対象者

対象期間内にカードを新規申請された町民  
 ※既に取得されている方、2月末までに申請されている方は除きます。

#### 2. 対象期間 令和5年3月1日から同年3月31日

#### 3. 商品券の額面

対象者1名につき 3,000円 (@1,000円×3枚)



マイナンバーカードを  
持ちましょう！

#### 4. 商品券の配付方法 (①または②)

- ①カード申請時に身分証明書等にて本人確認を行い必要書類がそろっていた方(窓口申請等)マイナンバーカードを本人へ郵送する際に同封
- ②カード申請時に役場にて本人確認ができなかった方(スマートホンやパソコンでの申請等)マイナンバーカードを窓口にて本人へ交付する際に配付

#### 5. その他

申請からカードの発行まで約1ヶ月程度かかります。

☆役場の窓口でも、『カード申請(含む写真撮影)』や『マイナポイント付与』のお手伝いをしていますので、気軽にご相談ください。

お問い合わせ先  
 小清水町役場 町民生活課町民係  
 ☎62-4472 (課直通)